

はじめに



釧路市は、「釧路湿原」と「阿寒摩周」の2つの国立公園をはじめとする、海洋、森林、湖沼、河川などの多彩で雄大な自然に恵まれた街です。これら自然環境の恩恵を受け、農業、林業、水産業、鉱工業、観光業といった様々な産業が発展し、ひがし北海道の中核拠点都市として社会、経済の中心的な機能を担っております。

近年、私たちを取り巻く環境は、日常生活や事業活動が要因となる都市型公害、地球温暖化による影響と考えられる異常気象や集中豪雨による被害が発生しているほか、プラスチックごみによる海洋汚染や外来生物による生物多様性の損失など、地球規模での環境問題が増えてきています。

このような状況の中、世界では、「持続可能な開発目標 (SDGs)」や「パリ協定」が採択され、相互に関連・複雑化している環境・経済・社会の課題の統合的解決を目指す動きや地球規模で温暖化対策に取り組む動きがかつてないほど大きな流れとなっております。

こうした状況を踏まえ、本市も2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年の脱炭素社会を見据えた低炭素社会の形成に向けた、地球温暖化対策の一体的な推進を図るため、本計画は「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を含めた内容としています。

今回策定した「第2次釧路市環境基本計画」は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつある環境問題から多様な生物が棲む自然を保全し、健康的で安全な生活環境を持続可能なものにしていくため、前計画で定めた本市における望ましい環境像を継承しつつ、さらに発展させた環境像として「人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ」と定め、この実現を目指して、今後10年間における環境の保全及び創造に関する施策や、市民・事業者の皆様のご取り組みを定めております。

市民や事業者の皆様のご尽力を賜りながら環境像の実現に向け、環境行政の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました釧路市環境審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

2021年（令和3年）3月

釧路市長 蝦名大也

目次

| | |
|--------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 第1節 計画策定の背景 | 2 |
| 第2節 計画の目的 | 6 |
| 第3節 計画の位置付け | 6 |
| 第4節 環境の範囲 | 7 |
| 第5節 計画の対象 | 7 |
| 第6節 計画の期間 | 7 |
| 第2章 釧路市の概況 | 9 |
| 第3章 望ましい環境像と基本目標 | 15 |
| 第1節 望ましい環境像 | 16 |
| 第2節 基本目標 | 17 |
| 第4章 目標の実現に向けた施策の展開 | 19 |
| 第1節 施策展開の基本的な考え方 | 20 |
| 第2節 施策の体系 | 21 |
| 第3節 各分野の施策 | 22 |
| 第5章 計画の推進に向けて | 55 |
| 第1節 計画の推進体制と進行管理 | 56 |
| 第2節 各主体に求められる役割 | 57 |
| 資料編 | 59 |
| 1 釧路市環境基本条例 | 60 |
| 2 策定経過 | 64 |
| 3 釧路市環境審議会名簿 | 65 |
| 4 諮問・答申 | 66 |
| 5 用語集 | 67 |
| 6 目標と管理指標一覧 | 70 |

▷ 本計画は地方公共団体実行計画（区域施策編）※にあたる「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を包含します。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく。

環境基本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

環境行政の動向など計画策定の背景、計画の目的、計画の位置付け、環境の範囲、計画の対象、計画の期間についてまとめます。

- ①計画策定の背景
- ②計画の目的
- ③計画の位置付け
- ④環境の範囲
- ⑤計画の対象
- ⑥計画の期間

第2章 釧路市の概況

釧路市の地勢や人口等の推移、気象など釧路市の現状についてまとめます。

- ①概況
 - ・地勢、人口、気象 等

第3章 望ましい環境像と基本目標

目指すべき望ましい環境像を定め、それを実現するための基本目標を示します。

- ①望ましい環境像
- ②基本目標

第4章 目標の実現に向けた施策の展開

基本目標ごとに、基本施策を定めるとともに、基本施策ごとの現状と課題、数値目標、施策の方向性、具体的な取り組み内容を示します。

また、市民や事業者の取り組みについても示します。

- ①施策展開の基本的な考え方
- ②施策の体系
- ③各分野の施策
 - ・低炭素社会の形成
 - ・循環型社会の形成
 - ・自然との共生社会の実現
 - ・住み良い生活環境の確保
 - ・環境教育・環境保全活動の推進

第5章 計画の推進に向けて

計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理についてまとめます。また、進行管理の中で各主体に求められる役割を示します。

- ①計画の推進体制と進行管理
- ②各主体に求められる役割